



行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



目次

〈災害協定締結〉	1
〈各部から〉	3
総務部／広報・監察部／市民法務部／封印管理委員会／申請取次行政書士管理委員会／会員指導委員会	
〈通知・通達〉	23
〈研修のご案内〉	24
〈業務トピック最前線〉	26
〈事例研究・ユキマサ君の相続事件簿〉	28
〈いばらき新・希・塾〉	30
〈人★インタビュー〉	32

〈行政書士として知っておかなければならない法律知識〉	34
〈支部だより〉	35
水戸支部／県南支部／県西支部／県北支部／鹿行支部	
〈政治連盟ニュース〉	43
〈会員の動き〉	44
新入会員の紹介／会員処分／会員名簿・追加分／会員の退会／変更届／家族の動静／現在会員数	
〈本会の動き マンスリーレポート〉	46
〈事務局より〉	48
本会活動報告／事務連絡	
〈編集後記〉	